

できない土地であり、課せられた区画をその金額で、公正に補償できるからである。

もちろん、用益権の結果として生じる損害を、支払わなければならない。こうした事すべてに対し、国家が代わって用益権をもつ物、あるいは、国家が指定する者を通じて、その方法を証書に作成することが必要となった。この手順は、補遺の項目に記してあるが、できるだけ、重複しないように、年間の買い上げ件数を参考にしている。ただし、新しい団体独自の修正は行なわれる。このテーマの総括の中で、無人格の株式会社が、果樹栽培やレモン栽培の他に、林業及びその副産物が、利が厚いと判断して、土地取得の禁止をとり除いてくれたことに感謝する。

大統領閣下に敬意を表す。

陸軍中將グレゴリオ C. アルバレス、共和国大統領

カルロス マットス モグリア

総監ウーゴ リナーレス ブルム

カルロス A. マエソ

ウォルター ルシアルド アスナーレス

エクトール フルゴナーネ チアボネ

ラケール ロンバルドデベトラッサ

フランシソ D. トウレイジェス

ルイス A. クリシ

ルイス A. ヒボグレ

フリーオ セサール エスピノーラ

法 案

国家審議会

法 令

第 1 章

- 第 1 条 森林資源の創造、保護、改良並びに発展は、国家の利益であり、かつ、国の経済活動の様々な面に、完全な形で、その生産品を利用することは国家の利益であると言明する。
- 第 2 条 国家の森林政策は根本的に、前条項において言及した国家利益の目的遂行をめざすものでなくてはならない。この政策は、行政府により決定され、農林水産省により実施されるものとする。
- 第 3 条 国土内に存するすべての森林公園並びに森林地は、現行法により管理される。
- 第 4 条 現行法の目的のために、森林にある植物群落は、すべて森林とみなす。この森林とは、いかなる大きさであれ、開発、未開発を問わず、木立が大勢を占めており、かつ、木材又は他の林産品を生じ、あるいは、土地の保全、水や天候の管理に何らかの影響を与えるものである。すなわち、家畜、森の動物又は他の国家利益となるものを保護するものである。
- 第 5 条 現行法の目的のために、先の森林地とは、木立の有無にかかわらず、
- a) 土壌、高さ、気候配置及び他の特徴の条件のために、別のあらゆる開発、又は、恒久的かつ有益な特質の目的地としては不十分である。
 - b) 公共の役に立つという理由で、農林水産省の決定により、そのように資格づけられたもの。
- 第 6 条 農林水産省森林局は、森林に関する問題を施行する機関である。
- 同時に以下の責任を持つ。
- a) 調査、拡大、広報及び公布活動を通じて常に、森林開発を促進する。
 - b) 国家の森林経済の発展を研究、計画化し、生産コスト、価格及びマーケットを分析し、林業の生産方法を調査する。
 - c) 私有地及び公有地の植樹造林を促進かつ計画化し、この目的に沿って、本法においてとり扱う、あらゆる活動を発展させる。
 - d) 植樹造林のために、植物の生産及び分布を増大させ改良する。
 - e) 天然あるいは人工林の形成及び合理的な開発の管理に関し、公共機関に出向き、森林の所有者の問題に立ち合う。
 - f) 本法の処置に関し、国家の森林資産を管理し、維持し、かつ有用なものにする。
 - g) 病気、寄生体、虫、その他破壊の原因となるものから、森林を保護する組織をつくる。

h) 森林の生態学の領域における実験及び他の機関が、この分野で展開している活動と組みあわせた開発の仕事を発展させる。

i) 森林名誉委員会と協力する。

第 7 条 農林水産省は、工業エネルギー省と共に、この法律によって追求された目的に関し、以下の責任を遂行しなければならない。

a) 現存の森林源の局限化に留意しながら、林産工業の発展を促し、刺激し、技術化を図る。

b) 森林資源及び製材過程で発生する残りのものに、注目して、可能なエネルギー及び工業の必要性を計画化し、決定する。

c) 現法 108 条で言及している租税免除に関する工業原料及び器機の該当性をコントロールする。

第 II 編 特殊な森林について

第 1 章 分類と区画整理

第 8 条 特殊な森林は、その目的により、以下の様式で分類する。

- a) 保護林、根本的に土地、水及び他の再生可能な天然資源の保護を目的としている場合。
- b) 事業林、木材の産出を主な目的とし、その位置、木の種類及びそれから得られる林産品等により特殊な国家利益となる場合。
- c) 一般林、保護林の特徴も事業林の特徴も持たない場合。

保護林及び事業林の分類は、当事者のインシアチブ又は、請求により、農林水産省森林局が行なう。

次の 2 番目の場合、当事者は、これを呈示しなければならない。

- a) 詳細にわたる情報、現存の森林分類の場合。
- b) 植樹造林案、保護林又は事業林を創ろうとする時。

第 9 条 農林水産省は、保護林又は、事業林の別を記載した森林台帳を管理する。

すべての森林は、分類のために境界を定めなければならない。

第 10 条 農林水産省は、あらかじめ森林局の助言を受け、分類のための、すべての森林の区画整理施行に有効な技術的方法を決定する。同様に、本法の厳格な遂行を保証するために、技術官又は検査官により、必要な検査を行なう権限をもつ。

第 2 章 公共の植樹造林

第 11 条 必要性のあるすべての土地に、保護林を造成することは、義務である。

公共の植樹造林を行なうとされる土地の指定は、農林水産省の提案を受けて、行政府が行なう。

第 12 条 前条項で述べた決議は、植樹造林を実行する期間内に、その条件と期限を決定する。

更に、この決議は、本法で扱われるすべての恩恵により保証される。

第 13 条 この恩恵を利用して、植樹造林することを望まない所有者は、第三者又は、国家に土地の売り渡しを選ぶことができる。最初の場合には、好んで占有者に、これを提供する。

借地もしくは小作地の場合には、占有者は、やはり、所有者に対し、造林事業を可能にする義務を負う。植林された土地が、地所全体の 5 % を超える時、森林占有地が、占有者にとって、利用価値がなくなるに従い、借地料は安くなる。

第 14 条 所有者が植林しないうちに、前条項でたてた期限を終了した時、行政府は、農林水産省の提案を受けて、地所全部あるいは部分的に買い上げることができる。

または、この篇の第4章で扱った土地の用益権の影響を地所全部あるいは部分的に及ぼすことができる。買い上げられた土地は、国家の森林資産に組み入れられる。

第3章 国家利益の植樹造林地帯

第15条 この法律のために、国家利益の植樹造林地帯を考慮する。この地帯は、本法第5条で言及した森林地に位置し、遂行のために森林の多い地域を検査する工業又はエネルギー案承認の時から境界を定める。国家利益の植樹造林地帯として、境界を定められた地域は、決定した案の遂行のために、同様な適性と条件を備えた全部の住民名簿を包含していなければならない。

第16条 領土内の国家利益の植樹造林地帯としての決定及び分類は、あらかじめ常任特別委員会の助言を受けて、行政府が設定する。この委員会は、SEPLACODIを組織し、その代表委員が会を主宰する。その他に、農林水産省から3人の代表委員（森林局、土地局、土地農業経済研究国家委員会の技術官）、工業エネルギー省から2人（国家工業局及び国家エネルギー局の技術官）、大蔵省から1人（国家土地台帳総局の技術官）、農村連合から1人、ウルグアイ農村協会から1人の代表委員が加わる。

第17条 国家利益の植樹造林地帯とされた地域内に含まれる住民のうちの所有権名義人は、法規が定める形式と条件に従って、所有権を含む具体的な森林プロジェクトへ、参加するために招集される。

プロジェクト遂行に必要な面積が、前記の招集者で満たされない場合は、不可欠であると考えられる土地の公共の植樹造林を設定することができる。

前出の委員会は、選別に留意しながら、植樹造林の義務を負わせる住民を個々に区別し、その位置について、必要な植樹造林の実行がプロジェクト以上に適切である。又は、農牧の開発に関してはあまり向いていないことを、行政府に勧告する。またもし必要ならば、公共の植樹造林を公表された住民にも行なう。

所有者が植林を行なわないまま、現法12条に定めた期限が来たら、行政府、主に農林水産省は、地所を全部、あるいは部分的に買い上げて、その面積を国の森林資産に組み込む。又は、土地の用益権としてふりあてる。

第18条 前項における買い上げに関しては、共和国憲法231条および232条に従って行なわれる。この目的のために、経済発展計画、すなわち、現法15条にある工業及びエネルギープロジェクトにつながる植樹造林に関連するものを公表する。

第19条 国家は、その場合、仮決定の賠償金の1/4を支払うかあるいは計上しなければ、買い上げのための資金を持つことはできない。

ひとたび、終局的な賠償金が決定されると、支払い又は、計上を終えるまで、もし応

じるならば、その1/4になるまで、公正証書を作成することはできない。

第20条 前項に従って買い上げられた土地は、その買い上げ額を吸収するために、国家により伐採される。

もちろん、買い上げの目的を遂行する保証があれば、いつでも、国家は、この土地を、国家の別の法人にふり向けることができる。また、同様に、土地の権利を、別の人物、公共体あるいは民間に売る、又は譲渡により徴収されたものは、最後の支払いまで、それぞれの買い上げ資産の元の持主の、相応の残高の支払いにあてられる。

第21条 当法は、狭い土地の所有者、すなわち、250ヘクタール以下の農地を所有する個人又は、法人を対象とする。

第4章 土地の用益権について

第22条 第5条のa)に記された森林地としての土地又は農地の区画に関し、森林の目的を持った土地の用益権は、社会的に有用であることを表明する。

第23条 土地の用益権は、第46条において言及するが、国家又は、これが指定した者のための、土地又は、農地の区画の権利の、やむを得ず行なう一時的な利権であって、地所の生産高プラス1haあたりの国家の平均基本生産高の35%に等しい年間借地料を、前払いで受け取るものである。

更に、用益権から、直接又は間接的に生じた損害の補償をしなければならない。期間は、いかなる場合も、実施の1回分から数えて、30年を超えないものとする。

第24条 譲与税又は均等税のいずれも、占有及びその結果を妨げるものではない。その占有は行使された権利がいかなるものであれ、その土地を物質的に利用しようとする人達すべてに対しては、反対し得る。第55条及び次項で扱う以外の抵当権者だけが、その土地の権利をもつ。

第25条 行政府は、現法16条において創設された常任特別委員会からだされた提案に対し、土地の用益権の影響を受ける地所又は、その一部をあてるものとする。その提案には、前の植樹造林プロジェクト及び用益権の継続期間が含まれる。

地所の一部又は、占有地が指定された場合、これは、本法のために切り離れた地所として扱われる。

第26条 行政の審理は、占有を命じた行政府の決議と、書き出しを揃えて、実行された、以前のプロジェクトを加える。更に、有効な10日のうちに表明されて、同期間に、官報により招集された人に迷惑をかけることなく、事実を所有者に知らせる。発表された法令の記録は、審理に残る。

報せを受けた現在の所有者は、ひとたび通知を受けると、有効な10日以内に、通知

の内容を果たす義務を負う。又、同様に、行政に、不動産にかかる譲与税又は均等税を払っている個人すべての、住所及び氏名をしらせる義務を負う。この義務を怠ったために、第三者に、結果的に、損害を与えた場合には、その賠償の責任は、所有者にかかる。

第27条 前条項の期限が終ると、当事者が、占有する財産の指定が妥当であるかどうか、観察するための、有効な10日の期限がある。この法律のために実行された公共の有用性に関する分類に基づかない。指定に対する反対は認められない。

この条項の最初の文章にある期限が終了して、もし、常任特別委員会によって、構想が練られ、文章に作成された指定に関し、何らかの反対又は観察が推定されるならば、そのケースに関する、行政の助言をうけたプロジェクトの実行を熟知している当局者が、よりよい解決のために、妥当であると判断する根拠を、指図することができる。

その解決に関し、行政府に対して、撤回の請求をすることができる。

第28条 最終的な決定は、所有者、借主、小作人及び他のすべての占有者に通告される。更に、同決定において、占有が有効となる日付が通知される。

第29条 もし、所有者が、自身で植樹造林プロジェクトの実行を、起算してから有効な20日以内に、決定しない場合、土地の用益権の手続きは、停められる。

所有者が、表明したプロジェクトに対する修正は、いかなるものであれ、10日以内に、農林水産省の森林局により、解決される。もし、その修正が認められるならば、森林局は、すぐに、それを行政府に報告しなければならない。また、行政府は、円滑に、これを解決しなければならない。

第30条 もし、土地又はその部分の用益権が発効した日に、占有が続いている場合、あるいは、もし、その土地又は部分の利用を拒否された場合は、民事訴訟法の第1309条及び第1310条で扱われる事物の引き渡し訴訟の手續に従う。

第31条 土地の用益権に影響される地所の持ち主は、用益権の続く限り、毎年、その占有から起算して、各年の最初の30日以内に、次の借地料を受け取る。すなわち、結果として占有の影響を受けたヘクタール数に関し、その地所の生産高プラス、国の1haあたりの、平均基本生産高の35%に等しい借地料である。

第32条 前条項で言及し、第30条で述べた訴訟手續を円滑にするために信用あるものにする必要のある価額は、最初の年に相応させ、前もって、書きだされなければならない。

第33条 行政は、森林地の用益権の結果として、所有者に生じた損害の見積りをたてるものとする。それには、かつて必要のあった通路や水路等の用益権の樹立も含む。

こうして出された評価は、所有者にしらされなければならない。その者は、もし、これを認めるならば、次の、有効な10日以内に意志表示する義務を負う。又、同様に、反対の場合には、請求額を示さなければならない。沈黙とみなされる。

第34条 損害の見積りに関する誤りは、訴訟の中で、裁判官により解決される。被害者は、この訴訟を、利益の確定的な立案の日から起算して、6ヶ月以内に、おこななければならない。

第35条 形式にのっとって、訴訟が始まると、6日以内に、質問のコピーが与えられる。また、もし、欠席すると、当事者に、協議のための招喚状が、準備される。

その地所が生産的な使用及び享受の目的を持たないで生じた損害は含まれない。もし、当事者同志、妥協できない場合は、別々に、専門家の指名に移る。それが行なわれない場合は、裁判官により指名される。

第36条 専門家により、その任務が引き受けられると、当事者は、2週間以内に自分の意見を具申しなければならない。これをしなければ、その報酬を失なうことになる。

鑑定家の調査結果が集められ、それを出した理由の解説を添えた結論が文書に作成される。判定が一致しない場合には、別々に、確立される。

第37条 専門家により評価が下されると、当事者に、順々に、その裁定のために召喚される期間を除いた6日間に、引き渡しが行なわれる。

裁判官は、すべてをよりよく解決するために、その手続きの処理をも含めて、鑑定人の報告から、離れることができる。

第38条 裁判による訴訟は、損害の実体、その量及び必要であった用益権に関する事の解決を取り扱う。結果としてやむを得ず占有が行なわれた土地に対し、場所をあけるだけであり、仮定の利益及び明確な日付のない契約書を取り扱うことはできない。こうした場合占有に対し、利益をもたらす解決のある日に仮定の利益を取り扱うだけである。

第39条 占有の権利及び質に関する相違、疑惑及び係争、並びに、異議申し立て人、所有者、借主、第三者の間に噴出するもの等は、賠償金の決定に対する障害とはならない。こうした場合には、その機会に、相応の処分により、その権利がより信用できる者が受け取ることができるように、結果的に、量の指定により、処理する。

第40条 借主、小作人、組合員等は、占有の裁判の中で、その評価に関し、前条項でふれた害なしに、所有者に権利のある賠償金の総額に限界を持たせる請求をするために介入することができる。

第41条 裁判官により決定された賠償金が、その申し出を上まわる時には、民法第688条で扱われる害を受けることなく、特殊な費用及び謝礼金は国家の負担となる。国家が損害の存在を否定し、裁判において、この損害が認められた時も同様である。

第42条 土地の用益権の指定先は、国家により、適用し得る間は、1980年6月17日付の法律13027で扱われているとうりに、所有権譲渡検査収用局に、登記される。

第43条 用益権が、追いたてられて、不動産の占有が急を要し、その緊急性は、それぞれの決

議により表明された時、いったんこれがきまると、現法の第30条及び第32条に従って、訴訟が起こされる。損害に関する係争は、占有の賃貸料の一回分を無効にはしない。

第44条 土地の用益権に関し、消滅するあるいは放棄される毎に、損害の賠償に対する余地がある。

土地の用益権は、それが、指定の決議が確定した日から起算して1年以内に、有効とされない場合、権利は、完全に消滅する。

第45条 土地の用益権により影響される地所に関する土地の権利の受益者であるためには、以下のことが必要である。すなわち、

- a) その目的のため、森林基金がもつ台帳に、登記すること。
- b) 森林基金に対する森林債を、取得していること。

総額の多い者ほど、多くの権利が与えられる。同額の場合は、登記の古い順になる。

すべての場合に、国家は、権利の優先権をもつ。このために、国家は、記された登記簿から削除される。

第5章 土地の権利

第46条 現法の第II篇、第1章で扱われた件に関し、保護林又は、事業林として分類された現存の、あるいは、これから植林する森林開発を通して、不動産の利用と享受を第三者に譲渡するというだけの目的で、土地台帳の名義人は、別の人物のために、土地の権利を作ることができる。

第47条 前項で言及した土地の権利は、不動産収益に適用できる処置により統括される。ただし、次の条項で扱うものは除く。

第48条 土地の権利は、条件つきで、又は、ある期日まで、問題なく樹立することができる。土地の権利に関する期間が定められていない時には、30年の期間を設けるものとする。

第49条 民法第1条から537条では、土地の権利を適用しない。樹立の際に予見する期限は最大であっても、権利の期間は30年である。

第50条 土地の権利は、樹立の際に、現存の保護林又は事業林として分類される森林の利用及び開発のためばかりでなく、同じ地域に、こうした種類の植林あるいは再植林のための作付面積を包含する。

第51条 土地の権利は、収益の権利と同じ様式で樹立される。当法第55条並びに次項の担置に従って、樹立されてしまえば、名義人は、抵当権を譲渡することができる。(民法第2329及び2331条)

第52条 土地の権利の地域内にある保護林又は、事業林は、この権利の名義人だけの所有とす

る。土地の権利終了の際、地面についた木に関して、民法504条が適用されるが、その終了がある期限の満期により、生じた時には、30年あるいは、当事者間で定められた1年少ない年数が、合法的である。

第53条 保護林又は、事業林として分類された森林の部分に入らない不動産が生じる天然あるいは園芸果物は、すべて、その土地の所有者のみに属する。このことは、土地の権利の名義人の開発あるいは、その享受を妨げる開発を相容れない使用に関し、不動産を利用することができる。

第54条 民法の第4章、537条言及の未使用のままの消滅は、土地の権利に関し、5年間に与えられた、すべての土地あるいは、その1/4以上を植林する義務の怠慢であるとする。

第6章 森林の担保

第55条 現法の第II篇、第1章で扱われた件に関し、保護林又は事業林として分類され、創られる又は、既に創られた森林は、上記の植林、運営又は開発のために与えられる貸付を保証するために、地面を切り離して、抵当に入れることができる。

第56条 前条項で言及した抵当は、森林課の抵当台帳及び森林総台帳に名前を登記し、その日付は、登記の最後の日付とする。

第57条 抵当の記入には、以下の事が含まれる。すなわち、

- 1) もし、あれば、土地の権利樹立の日付
- 2) 譲渡人の名前及び住所
- 3) 抵当契約成立の日付
- 4) 関係の森林の登記原簿、分類、開発並びに経営計画、及び、森林の主な特徴
- 5) 抵当の文書作成の要約
- 6) 登記の日付及び登記簿を引き受けた公証人の署名

登記の請求には、抵当の権利を認める契約書のコピーを添えなければならない。

第58条 森林総台帳は、当事者の請求に対し、証明書を送送する。それには、抵当の現在の権利及び日付、構成者の氏名、債務、税のかかる森林の個々の区別、それぞれの経営プランにおける森林開発のための時期、及び、法規が定めるその他の明細等の登記が明確に示されている。

第59条 抵当の現在の権利により影響される森林産出の木材及び他の林産品の販売は、個々の運営プランに示された時期及び順番が来た時に、森林開発の権利を持つ者により、行なうことができる。しかし、この者は、抵当の現在の権利者に対し、関係の有価証券の支払いを前もって行なうことなしには、あるいは、その合意がかわされることなしには、

これらの産物の引渡しを行なうことはできない。合意の件は、第58条で言及した証明書
の余白に、明らかにされなければならない。

第60条 森林局によって承認された経営プランに関する技術的な順番が来る前の、国家事業の
ための植樹造林地帯として分類された地域に位置する保護林又は、事業林の開発を許可
する協定は、すべて無効であることを言明する。

第61条 以下の行動をとる者は、刑法347条に述べられた刑罰を蒙る。

- a) 抵当の譲与税の影響を受けた森林の経営及び伐採に関する責任、すなわち、森林が
抵当に入っていないかの如くにして、取された森林の木材又は他の産物を勝手に処分す
る責任。
- b) 他人の森林を自分の物であるかの如く、又、抵当に入っている自分の森林を入れて
いないかの如く、抵当に入れようとする人物。
- c) いかなる形式であれ、森林基金への返済金を詐取する者。

第62条 民法の第2342～2345条は、現在の抵当は適用できない事、かつ、それを規定
した条項は無効であると言明する。

第63条 この章で言及した森林が存在する、あるいは、形成される土地に関する不動産の抵当
は、現法により管理される。そのために、契約書に、当事者による合意を、はっきりと
示し、森林局の森林総合帳に、これを記入しなければならない。

他のいかなる理由であれ、それにより消滅が生じた場合、承認された開発計画に従っ
て、その時点で、伐採された状態にある、保護林又は、事業林に分類された森林は、ひ
きつづき、土地の最参の権利名義人に属する。その時点で、伐採が行なわれていない森
林は、土地の持ち主のみに属する。

第 III 篇 国家の森林資産

第 6 4 条 第 4 条及び第 5 条において、現法の発布の日に国家の所有となる森林及び森林地、並びに、将来取得される森林及び森林地は、すべて、国家の森林資産を構成する。

第 6 5 条 国家の森林資産を構成する森林は、国立公園又は、国有林となる。

国立公園は、森林局の提案を受けた農林水産省決定により、公表さたる。国立公園は、観光及び科学的、文化的なレクリエーションを目的とし、いかなる伐採も行なってはならない。ただし、創設のために、利益となる場合を除く。国有林の造設は、明確な表明はなく、先の文章にあてはまらないケースの森林資産の一部により行なわれる。開発は、経営プラン、農林水産省の認可を受けた森林局の改善命令、及び、直接又は、他の公共又は国家機関、個人企業又は協同組合との協定によるものであれ、森林局によって行なうことができる。

第 6 6 条 農林水産省が管理する森林の利用による臨時収入は、直接、森林基金にまわされる。

その代り、森林局が森林資産への換金処理を行なう森林改良、経営及び開返の仕事に対し、基金が融資する。

この融資は、特に、救済事業を優先する。

第 6 7 条 森林局は、保護林又は、事業林ではなくとも、国家の森林資産を構成する森林を、評定し、これらすべての特殊な台帳を所有する。

第 6 8 条 第 1 3 条の実行に関し、又は、この章でとり扱った森林資産の拡大のために、行政府が指定する土地の買い上げは、社会的に有用であることを宣言する。

第 IV 篇 森林保護について

第 1 章 私有林の保護

第 69 条 本法の定めに従って造られた、保護林及び事業林の破壊を禁ずる。

いかなるものであれ、個々の経営計画に適合しない、あるいは、森林の発展又は維持に対して、故意又は偶然に行なわれる行為は、すべて森林の破壊とみなされる。

その禁止は、それぞれの場合に応じ、森林局が、あらかじめ調査し、許可する場合のみ除去することができる。

上記の禁止事項に違反して森林を破壊した者は、本法第 11、12、13 及び第 14 条の規定に従い、再植林の義務を負う。その結果、法を守って得られる恩恵を享有する。

第 70 条 原始林の存続に反する伐採及びあらゆる行為を禁止する。ただし、以下の場合は、例外である。

- a) 伐採した木材が当該市町村でのみ使用される場合
- b) 人工の保護林の伐採又は、それに代る行為を正当化する理由及び個々の場合の伐採計画を詳細に述べた技術報告書に基づいて、森林局が許可を与える場合。

第 71 条 天然のやし林の破壊及びやしの生育に反するいかなる行為も禁止されている。

同様に、農林水産省は、科学的、経済学的及び一般の利益等の理由により、森林局の申し出にそって、森林の種類又は型の決定後の伐採又は採集を規制することができる。

また、同様に、土着種あるいは外来種の樹脂、木材、種子、葉又は他の部分の利用を規制することができる。

第 72 条 市当局は、農林水産省から事前許可をとらない限り、造林を義務づけられている地域の伐採を許可することはできない。造林のなされないうちは、農林水産省の許可は、おられない。

第 73 条 ある森林から病気が発生した時、あるいは、この森林の維持又は、近隣の森林の維持をおびやかす寄生虫が発生した時、この事実を知った者は、ただちに森林局に通告しなければならない。森林の所有者は、森林局が命じる指示に従わなければならない。

すべての森林所有者は、必要な病虫害対策のために、第 88 条に設けられている融資を受けることができる。

第 74 条 行政府は、火災予防に関する義務の規定及び森林保護に関する別の形式を設定するものとする。

第 75 条 第 8 条及び第 88 条に基づいて作成される造林又は森林経営プロジェクトは、防火用道路網を扱わなければならない。この道路は、当法及び前条項で言及した規定の措置に従って、植物を植えてはならない。

鉄道または公用道路に隣接する森林の所有者は、法規に寸法が定められているそのベルトに植物がないよう管理しなければならない。

もし、この義務が果たされない場合は、森林局は、当法により与えられる恩恵の除去をいい渡すことができる。

運輸土木事業省、市当局及び国有鉄道局は、森林に隣接する道路または線路による空間に関し、常に雑草を生じさせないようにして、防火壁の機能を果たさせなければならない。

第76条 第88条で述べる森林保護の仕事に対する融資は、火事からの森林保護に関して必要となる業務及び要素にまで及ぶ。例えば、コントロールタワー、防火用道路、伝達設備、距離を示す技術的な手段、及び危険度合を決定する技術的な手段、また、森林の消火活動のための道具及び機械等がある。

融資は、また関係者の組合にも行なうことができる。関係者によってなされるこうした目的にあてられる物の輸入は、第108条で設定される。関税免除の制度を享有する。

第77条 森林局は、森林所有者の組合の設立及び運営を助けるものとする。この組合の目的は、協同して、火事及び森林災害を予防し、これに立ち向かうことである。

森林局は、こうした組合の、組合員の森林が、国の森林資産に属する森林に隣接している場合には、組合に加入することができる。

第78条 すべての人は、森林あるいは近所の火事、又は前条項に設定した保護基準の侵犯があった場合は、すみやかに、これをすぐ近くの当局に知らせなければならない。

政府当局は、山火事の消火活動のために、機関及び個人的に、より速くかつ適切なイニシアチブをとるものとする。

第79条 以下のように書かれた農村法の第20条の5)をもって、代用する。以下、次のとおり。「前の句で設立された場合において、もし住人が、指示された条件の下での植林が、所有権を損ねると考えるならば、その問題は、森林局の決定に委ねられる。森林局は、害があるかどうか決定し、もしあれば、植林に必要な最小距離を決定する。」

第80条 農村法第12条の3)を代用する。すなわち、「境界標と境界標の間は、15mを超えてはならない。また、境界標同さ、2m以上離れないように、また木を置く。

境界標は、かなり永持ちのする。天然の又は買入れた木材及び、また木及び良質の針金で作られなければならない」。

行政府は、あらかじめ森林局の意見を聞いて、境界標として役立つ木を決定するものとする。

第 2 章 国家の森林資産の保護

第 8 1 条 国家の森林資産に属する森林及び森林地は、適用し得る限り、前章で述べた保護基準に従うものとする。この基準により設定されたものを別にして、国家の森林資産に属する森林及び森林地において、森林局は、以下のことができる。すなわち、

- a) 気候条件及び山火事が発展する恐れのある、その他の自然条件がある時、一時的に通行を禁止する。
- b) 私人の永続的な占有又は定住を禁止する。
- c) 開発、並びに、いかなる大きさのものであれ、孤立した木及び灌木の部分的及び全体の伐採を禁止する。
- d) 天然資源の維持及び保護の理由により、そのように勧告されている時、木以外のあらゆる産物の収穫の利用を禁止する。
- e) 国内産の動物の飼育を禁止する。これを許可する場合は、支払い条件、持ち込める動物の数と種類、許可の対象となる地域の土地及び境界を決定する。

国家の森林資産に属する土地において、個人に与えられた許可がいかなるものであれ、そこから得られる収入は、森林基金に入金される。

第 8 2 条 前条項で扱った保護の規定不履行の者は、国家の森林資産がもたらした直接あるいは、間接の損害を、国庫に賠償するものとする。

この賠償金は、森林基金に入金される。

賠償の支払は、当法並びに民法及び農法で扱われている別の規約の責任を免れない。

第 V 篇 植 林 の 振 興

第 1 章 税法上の優遇措置

第 8 3 条 第 8 条により保護林又は事業林と定められた、現存の、あるいは将来植林される人工林及び同条に従い保護林と定められた自然林、並びに、直接、こうした森林に占有される、あるいは影響を受ける土地は、以下の租税免除をうけるものとする。

第 1) 農村の不動産の所有に課されるすべての国税又は市税が免除される。

第 2) その個々の金額、又は、範囲は、次のものの決定に対しては、算定されない。

a) 農牧業税 (IMAGRO)

b) 資産税に課される税額

第 8 4 条 前条に扱った税の優遇措置は、いかなる理由であれ、森林が破壊された時点から停止する。破壊が部分的な場合には、この優遇措置は、森林残存部分に比例するものとする。

森林の全体又は部分的な破壊が故意又は重要な過失に起因し、しかも、責任が所有者にある時は、当局は、本法の第 VIII 篇第 1 1 1 条に扱う事項を適用する

第 8 5 条 評価査定額については、土地の価額と森林の価額は、別個に決定する。

第 8 6 条 保護林又は、事業林として分類される森林の価値を、契約上又は法律上、決定する場合はすべて、その木材が市場での商品化に十分対応できる程度に成長していれば、それぞれ木材の材積と衛生状態及び品質を基本とする。その木材が、市場での商品化の可能性がない程度の成長度であれば、1ヘクタール当りの維持費、及び、投資資本にかかる利子を加える。

第 8 7 条 国家は、明確に公表している場合を除き、本法第 8 条に基づいて分類される森林及びその地面に対し、直接又は間接に、新規の税金をかけないことを保証する。

第 2 章 融 資

第 8 8 条 この節に定める融資は、本法第 9 1 条で創設する森林基金でまかなわれる。

この融資は、植樹造林、森林の自然再生、森林の経営及び保護の作業を対象に行なわれる。植樹造林作業には、森林用苗床の設置及び育苗も含まれる。

保護林または事業林として分類される限りは、現存あるいは、計画中の森林が融資の対象となる。

ウルグァイ東部共和国銀行が、その通常資金に準拠して与え得る融資を別にして、本法第 5 条で言及している森林地の植林は、森林基金の利用可能高に応じて、土地価格を差し引いた、適用可能な植樹造林の一定コストに従って計算された直接投金額の 1 0 0 % までの融資を受けることができる。

第89条 農林水産省の森林局は、前条に掲げた貸付けを受ける森林用苗床に関し、自家用、販売用を問わず、技術管理を行なう。

第90条 本章で扱う融資を受けた森林の、全面的又は、部分的な破壊の原因が、故意又は重大な過失によるものであり、しかもその森林の所有者に責任がある時は、当局は、本法第Ⅶ篇に定める懲罰を適用する権限を有しているので、行政権が定めている一定コストに従った。実費を含む融資の返還を要求する。

返還は、破壊の発生した年の内に、影響を受けた面積に応じて行なわれる。

農林水産省森林局が、破壊は、融資借入側に直接、又は間接に責任があるものではないと判断した時には、再植林を行なうか、又は、再植林を行なわない場合には、行政府が定めているコストに従い、実際に受取っている融資を返済するために、至当な期間を猶予することができる。

第91条 本章に定める税制上、融資上の恩恵を受けるためには、関係者は、森林の栽培、伐採及び再生に関する経営及び管理計画を守らなければならない。この計画は、森林局の承認と、ウルグアイ労働大学林学部の農学エンジニア、森林技師又は森林専門家の署名を必要とする。行政は、この恩恵を否認し、除去する決定に反対して、中止する権限をもつ。

第92条 関係者の請求によって、まれは、公共の植樹造林が決定された場合には公式に、農業水産省森林局は、植林のための植樹造林及び森林経営案を考慮する。その上で、これを承認する場合には、その項目に関し、現行法規に定められている恩恵を受けることのできる資格証明書を与える。

第93条 法的手段により、行政府に下記事項の決定を委ねる：

- a) 植樹造林及び森林経営の一定コスト。見積もりに際しては、土壌、地域、樹種及びその他の要素の変化に応じて出て来たコストの様々な変化に留意すること。
- b) プロジェクトの実施段階に添った融資制度。

第94条 森林基金に準拠して貸与された金額を、第9条に定める登録カードに記入する。森林基金に準拠して貸与された総額は、法律に定めるところに応じて、承認された計画に関し、森林伐採が実施された時、相応分を、森林基金に返還することができる。その時点で、現行の植林の一定コストに対し、総額を決める。森林の最終伐採には、すべて、この登録の資格証明が必要であり、この登録により、支払いがなされる際に、森林基金に償還されるべき金額が決定される。

第95条 貸付けを受けた融資の返済は、伐採品の受取人並びに森林の所有名義人は別にして、最終の開発名義人に課される。

第 3 章 資金源について

第 1 節 森林基金について

第 9 6 条 本法の適用に必要な出費に対処するために、森林基金を創設する。その資金源は次のとおり。

- a) 行政府が指定する額
- b) 森林金の貸付金の返還金及び利子
- c) 第 8 1 条及び第 6 6 条に従った国家の森林資産の取り扱いから派生する利権の利用により得られるあらゆる種類の収益
- d) 第 8 2 条に従って、国家の森林資産が受けとる賠償金額
- e) 本法及びその法規の規定に違反した場合、適用される罰金の額
- f) 受取る遺贈及び贈与
- g) 本法律に従った森林債券、貸付金、その他、融資の発行により生じる基金

第 9 7 条 森林基金は、農林水産省管轄下におかれる森林基金管理委員会と称される名誉委員会が運営し、農林水産省は、その運営に必要なすべての援助を行なうものとする。

委員会は次の 3 名の委員で構成される。

- a) 委員長、農林水産省森林局長
- b) 農林水産省代表者
- c) 大蔵省代表者

又、各機関は、各代表者の代理人を任命する。

法規による委任事項以外に、管理委員会は、森林基金の援助を得て進められる森林プラン及びプロジェクトの管理、指揮、コントロール監督を基本的任務とする。また、森林債により得た貯蓄を基とした資金を得て育てられる樹木の間伐、伐採品の商業化の許可授与に介入する。

第 9 8 条 森林基金に集められる資金は、森林基金の名称で、ウルグアイ東部共和国銀行の特別口座に預金され、その利用目的としては、第 1 0 5 条の規定は別にして、農林水産省の提案により、法律的手続を経て、行政府が、定める法規に添った森林開発に必要な事業に利用さたる。

第 9 9 条 行政府は、森林開発のために、年額 4,000 万ペソまでを振向けることができる。

その内訳は次のとおり

- a) 本法第 9 5 条に掲げる森林基金に組込まれる額の 9 5 % は、必要のある時は、本法第 1 3、1 4、1 5、及び 1 7 条に定める地所の取得、用益権及び買い上げに必要な出費にあてられる。
- b) 残りの 5 % は、農林水産省のプログラム 4、サブ・プログラム 4、第 7 章に準拠し

て進められる森林行政及びプロジェクトにあてられる。

第100条 前条に掲げる金額は、植樹造林の一定コストに表われる変化に留意して、事前に農林水産省の技術的助言を受けた後、行政府の決議により、毎年払い込まれる。

第101条 本法に定める恩恵を受けられる対象を、農村の生産者（個人及び法人）の他、国家、一般の地方自治体、市当局、国家法以外の公法にもとづく法人、及び、公共の利益のための私法にもとづく法人も含めることとする。

公法による企業体が、森林基金の融資を得て実施する森林の植林は、その企業体の組織機能を規定する法律により、維持を義務づけられている場合は、準備金又は、資本として評価することはできない。

第102条 株式による株式会社及び合資会社は、その株式資本が持参人株式である場合も植樹造林あるいは、その副産物を目的として、農村の不動産を所有、獲得、栽培することができる。

農林水産省森林局は、これらの会社が先に公表した目的を達成しているか否か管理する。不履行の場合は、本法の第111、112条に従って懲罰が適用される場合を除き1967年9月8日付法律13,608の第9条の規定に従うものとする。

第 2 節 森林債について

第103条 行政府に、森林債の名称で、その収益を森林基金に組み込む特別公債を発行する権限を与える。

森林債は、農林水産省森林局の管理下にある植樹造林計画に指定されている。現存の又は、成長途中の林産物の裏付けが必要である。

いずれの場合も、国家が森林基金を保証する。

第104条 森林基金管理委員会を主導する行政府が、ウルグァイ中央銀行の意見をあらかじめ仰いで、森林債の金額、期間、発行貨幣、利率及び、その他の条件を決定する。

これらは、持参人に、通し番号で、栽培品種別に発行され、有価証券取引所で価格をつける。

利子及び返還サービスは、森林基金に準拠して行なわれる。それとは別に、間伐で得られた利益の特別プレミアムを与えることができる。

第105条 獲得総額は、以下の目標に添った森林目的にのみ利用する。

- a) 森林の植林コストへの融資
- b) 林産物の維持コストへの融資
- c) 国の1 ha 当り平均基本生産高の35%プラス地所の生産高の、プランに指定されている地所の所有者への支払い、及び、指定地所ではないが、用益権の発生している

地所については、栽培ヘクタール数に関連した支払い。

d) 国内の植樹造林の遂行、発展のために必要なその他の経費及び投資。

第106条 貯蓄獲得システムをもつ森林基金に準拠した融資により得た森林の間伐、収穫品は、管理委員会の許可を事前に受けて、商業化することができるが、許可を得なければ取引は、完全に無効となる。

獲得総額のうち、融資総額プラス事前に定めた定率の金額を法定の形で基金のために、支払費用として留保しておく。

支払費用の一部は、債券のプレミアム用、一部は、森林基金の目的達成のための基金自体の利益への還元用である。

森林基金に相応する金額は、差押えの対象にならない。

第107条 森林基金の援助を受けた融資森林作物に、森林基金からの融資額をカバーするために、国側が、第55条にもどづく抵当権を設定できる。

ただし、融資額のカバーに必要な保険は別とする。

第 VI 篇 林業助成について

第108条 本法の公布以後15年間、以下の活動に従事する工業会社が、国内産木材を使用する条件を満たしていれば、次の条項に定める便宜を得ることができる。

- a) 木材の伐採、又は、森林の他の産物の利用
- b) セルロース、粉、紙、カートン、製材、合板、パーティフルボードの生産用に木材を加工、木材の蒸留
- c) 木材の保存と乾燥
- d) エネルギー目的の林産物、又は、エネルギー生産用の林産物の利用

第109条 行政府は、次の租税、利率、付加税、及び輸入税、港湾利用税、追徴税、前納金、供託金を含む関税、その他、あらゆる輸入担保、輸入にかかる税金のすべて又は一部に関し、国内での木材加工に必要な原材料及び、それら工場の設置と運営に必要な設備、機械、器材の輸入を軽減することができる。免税措置に不可欠な条件は次のとおり：

- a) 輸入すべき原料、設備、機械、器材が、通常、品質、価格共に適切な条件で国内生産されていないこと
- b) 融資を受ける会社の実施する活動は、森林政策の全般的目的と矛盾していないこと。
- c) 林産物によるエネルギー生産を特に目的としている設備、機械類、又は器材に関し、第108条 a) で扱っている工業会社にも同様の恩恵を与えることができる。

第110条 林産物からの熱電気発電所の民間企業による据え付けの場合、NTEは、これらの企業と、そのような方法で発電されたエネルギーの買い上げ、配給協定を結ぶことができるが、特に石油燃料を利用する火力発電工場のコスト等のENTEのコスト代案を価格固定のベースとする

第 VII 篇

第 1 章 手続、管理及び懲罰について

第111条 森林の事物に関する法的及び規定上の処置に対する違犯は、罰金による懲罰を受けるものとする。この罰金は、場所に関して行なわれた事に対する民事的及び刑事的行動は別にして、違犯が完了した時に、10度から50度の間の違犯の重さを考慮して、有効なヘクタールにつき、植樹造林を無駄にした総額により調節される。

農林水産省は、違犯を証明し決定する責任を負うものとする。また、同様に、1947年9月19日付の法律10,940で扱われている手続に従って、相応の科罰及びその実行をする責任を負うものとする。

第112条 農林水産省は、林産物及びその副産物の商業化を管理する責任を負う。所有権の譲渡及び林産物の輸送は、規定が定める条件及び期間のもとで、「所有及び輸送の手引き」に従ってのみ、行なうことができる。

第113条 租税収入により造成された保護林又は事業林の場合、森林の代々の名義人は、受益者と連帯して、それぞれの植樹造林プロジェクト、及び、経営及び開発プランを実行する責任を負うものであり、現法で扱われる懲罰の適用を受ける。また、同様に、国庫の侵犯に関しては、有効な法律が定める懲罰の適用を受ける。この連帯責任は、農林水産省の森林局により起された検査活動によって確認された場合、新しい名義人からあらかじめ受け取った森林所有のための賃貸料1回分には及ばない。また、植林及び経営プランの不履行もこれに同様である。

第 2 章 最終的な処置

第114条 1968年12月16日付の法律13,723は、廃止する。同様に、現法の処置を阻止する他のすべての規定も廃止する。

第115条 農林水産省の森林局により承認された植樹造林プロジェクトに従い、1983年中に実行された保護林または事業林の植林は、現法の第V篇に扱った恩恵を保証される。

第116条 この法は、国家の秩序をもたらすものである。「官報」発行の10日目以降、有効になるものとする。

第117条 以上、これを伝達する。

カルロス、マツトス、モグリア 将軍ウーゴ、リナーレス、ブルム、

カルロス、A. マセオ ワルテール、ルシアルド、アスナーレス

エクトール、フルゴナーネ、シアポーネ、ラケジョンバルドデベトラッサ

フランシスコD. トウレイジェス ルイスAクリスチ ルイスAジボグレ

フーリオ、セサル、エスパノーラ

法律及び法令に関する国家台帳

仮綴じ本

(新ペソ)

1970年(上半期)	N\$ 100.00
1970年(下半期)	// 100.00
1971年(下半期)	// 100.00
1972年(上半期)	// 100.00
1972年(下半期)	// 100.00
1973年(下半期)	// 100.00
1975年(下半期)	// 100.00
1976年(下半期)	// 140.00
1979年(上半期)	// 250.00
1979年(下半期)	// 350.00
1980年(上半期)	// 357.00
1980年(下半期)	// 440.00
1981年(上半期)	// 380.00
1981年(下半期)	// 950.00

装丁本

1971年(上半期)	// 130.00
1971年(下半期)	// 130.00
1972年(上半期)	// 130.00
1972年(下半期)	// 130.00
1973年(上半期)	// 130.00
1973年(下半期)	// 130.00
1974年(上半期)	// 130.00
1974年(下半期)	// 130.00
1975年(上半期)	// 130.00
1979年(上半期)	// 650.00
1979年(下半期)	// 775.00
1980年(上半期)	// 780.00
1980年(下半期)	// 995.00
1981年(上半期)	// 855.00
1981年(下半期)	// 1,950.00

JICA